

計 画 本 編

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本的な考え方
- 5 施策の体系と展開（イメージ図）
- 6 施策体系一覧
- 7 目標値一覧
- 8 施策の体系と展開

1 計画策定の趣旨

本県においては、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」を平成20年3月に策定し、平成23年11月に放射性物質に対する施策を追加するなど見直しを経て、これまで3期計画（平成28年度から令和2年度）により、各種施策を総合的かつ計画的に取り組んできたところです。

しかしながら、例年、食中毒の発生や食品の不適正な表示などにより、食品の安全性に対する信頼を損なう問題が後を絶たない状況です。また、食を取り巻く状況においては、食のグローバル化、外食産業の需要の増加や健康意識の高まりなど大きな変化が見られています。

このため、食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指し4期計画を策定するものです。

● 条例の基本理念（第3条）要旨

1. 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、県、事業者が必要な措置を講ずる。
2. 県、事業者、県民が、それぞれの責務、役割を果たし、相互の信頼の下に取り組む。
3. 科学的知見に基づき、県が国、市町村と連携協力して適切な施策を講ずる。
4. 県、事業者の積極的な情報の公開及び県民との意見交換等による情報の共有化を推進して、共通認識の形成を図る。
5. 食品の生産の方法及び流通の過程において、循環型社会の視点に配慮する。

2 計画の性格

この計画は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例第8条に基づく食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画です。とちぎ未来創造プランや栃木県農業振興計画等と整合性の取れた計画です。

また、この計画は「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

エス・ディー・ジーズ
SDGs：2015年9月の国連サミットで定められたSustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、2030年までに解決を目指す17個の世界共通の目標のことです。

3 計画の期間

この計画は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5か年を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や制度改正によって、見直しが必要になった場合には随時適切な見直しを行います。

4 計画の基本的な考え方

3期計画に基づき、生産から消費に至る各段階で関係機関連携のもと、全庁横断的に食の安全・安心の確保に関する施策を推進してきたことから、これまでの施策の継続を基本としつつ、食の安全・安心に係る情勢の変化や国の施策等を踏まえ、より一層、食の安全・安心・信頼性を確保するため、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

▶生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

食品の安全性を確保するため、事業者による自主的な取組を推進するとともに、行政による監視指導等により食品の安全性と信頼性を確保します。また、生産から販売に至る各段階において、環境に調和した事業の推進を図ります。

▶食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

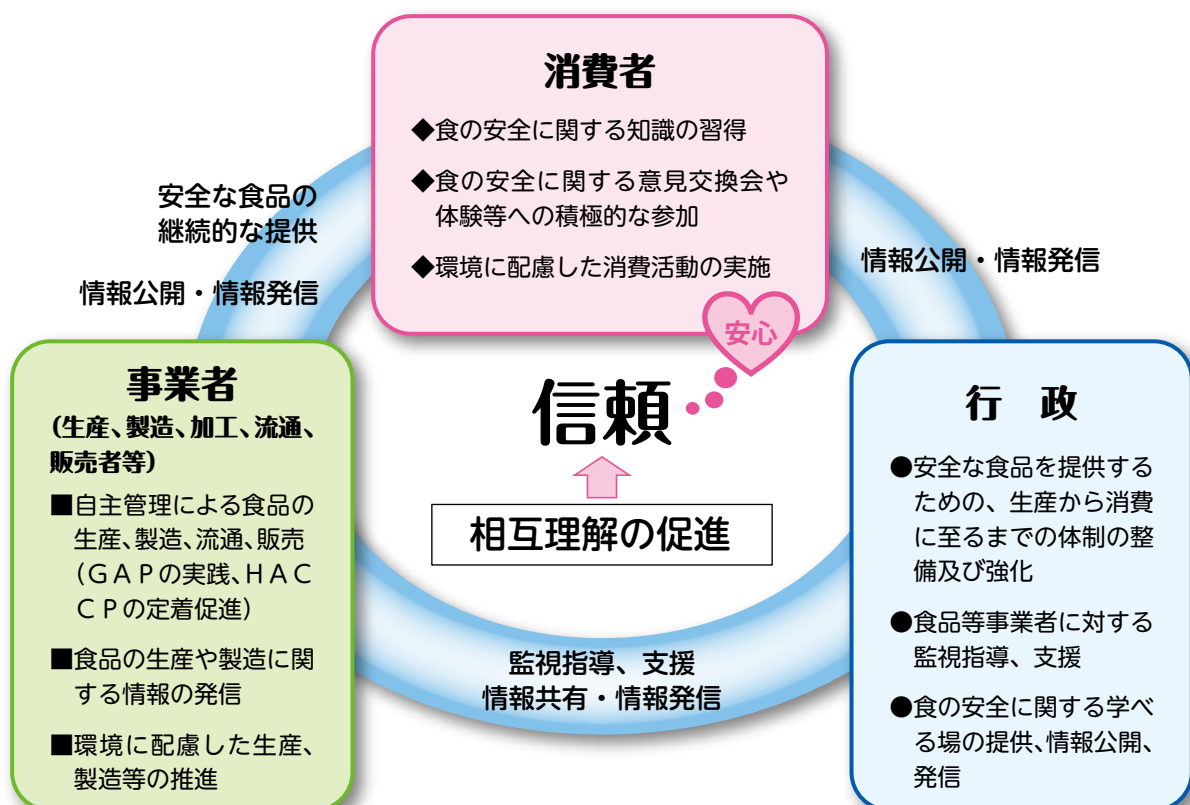
総合的な食品安全行政を推進するため、庁内関係機関の連携を強化するとともに、監視指導体制の充実強化をはじめ危機管理体制の強化を図ります。

▶消費者の食に対する信頼性の確保

食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、消費者、事業者、行政等関係者間の情報共有及び相互理解の推進を図ります。

※事業者:本計画においては、農畜産物及び特用林産物の生産者及び食品の製造、加工、流通、販売等に係わる者とする。

5 施策の体系と展開 (イメージ図)



6

施策体系一覧

骨子

基本目標

施策目標

施策の展開（個別事業）

1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

①安全で、環境に調和した農産物の生産の推進

②安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進

③安全で、環境に調和した水産物の生産の推進

④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進

(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保

①食品等事業者*による衛生管理の推進

②食品等事業者に対する監視指導の充実

- 1 GAPの実践による安全な農産物の生産促進
- 2 農薬の使用者及び販売者に対する監視・指導の実施
- 3 農薬使用に係る指導者の育成
- 4 農産物の生産履歴の記帳とトレーサビリティの推進
- 5 放射性物質対策による安全な農産物の生産促進
- 6 環境と調和した農業の推進

- 7 畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上
- 8 牛個体識別制度の円滑な推進
- 9 家畜生産現場への監視・指導の強化・充実
- 10 放射性物質対策による安全な家畜の生産促進

- 11 養殖衛生管理の普及・指導の推進
- 12 放射性物質モニタリング検査の実施による水産物の安全性の確保

- 13 特用林産物の放射性物質対策による安全な生産促進
- 14 特用林産物の生産再開への支援

15 HACCPに沿った衛生管理の定着促進

16 研修会等の支援による自主衛生管理の促進

17 給食施設における衛生管理の徹底及び食物アレルギー発症予防と発生時の体制整備

18 適正な食品表示の実施

19 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施

20 計画的かつ効率的な食品表示監視指導の実施

21 いわゆる健康食品の監視指導強化

22 食品リコール制度の周知徹底

2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

(1) 体制の充実及び関係機関の連携強化（平常時の対応）

①食品安全行政の総合的な推進（放射性物質対策を含む）

②監視指導体制及び検査体制の充実・強化

③事業者が安全な食品を生産、製造するための技術開発と研究の推進

(2) 健康被害の未然防止や拡大防止

①健康危機管理体制の強化

23 総合的な食品安全行政の推進

24 食品安全管理体制の維持運営

25 監視指導体制の充実・強化

26 検査体制の充実・強化

27 食の安全に係る職員の資質向上

28 安全で、環境と調和した農産物の生産に寄与する試験研究の推進

29 安全な特用林産物の生産に寄与する試験研究の推進

30 食品等事業者への食品安全のための技術支援

31 健康危機管理体制による緊急事態への迅速な対応

32 食品リコール制度の運用

3 消費者の食に対する信頼性の確保

(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有

①消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進

②消費者相談体制の充実・強化

(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進

①消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援

②環境に配慮した消費活動の推進

33 消費者の学べる場の提供促進（消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施）

34 地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援

35 食品安全に関する情報共有の推進

36 消費者への行政検査情報発信の推進

37 食の安全・安心に関する相談体制の充実

38 食の安全・安心に関する相談体制の強化

39 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進

40 食に関する体験機会の拡大

41 地産地消の促進

42 食品ロスの削減促進（行政、事業者の取組）

43 食品廃棄物等の有効活用による資源循環への取組促進

44 食育による食に感謝する心の醸成への取組の促進

45 消費者の行動変容等を通じた食品ロスの削減促進

* 食品等事業者：本計画においては、食品の採取、製造、輸入、加工、調理、運搬、販売等に係る者とする。
 なお、食品表示法に関する項目については「食品関連事業者等」と読み替える。

7 目標値一覧

基本目標	指標名 ※指標名前の「新」「継」「変」は前計画からの「新規」「継続」「変更」の別	現 状 R元(2019)年度	目標値 R7(2025)年度	目標値の考え方
基本目標 1 生産から販売に至る各段階に至る各段階における食の安全の確保				
(1) 生産段階での安全確保				
①安全で、環境に調和した農産物の生産の推進				
継	ア. 県GAP規範に基づく取組及び農場点検を行う組織	29%	60%	取組む組織の割合を基準年から倍増させる
継	イ. 農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査数	205 件	200 件/年間	農薬販売業者(約 1000 件)に対し、概ね 5 年に 1 回巡回
新	ウ. 天敵農薬の使用面積	(R2 年度) 1,059ha	1,300ha	年間 50ha 増やす
②安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進				
継	ア. 動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数	204 件	100 件/年間	動物用医薬品の立入検査を重点化し、年間 100 件を指導
継	イ. HACCP方式に基づく管理手法の指導(農家指導実施件数)	15 戸	15 戸/年間	県内の農場HACCP取組農家数
継	ウ. 人獣共通感染症のサーベイランスの強化(家さん飼養農場に対する高病原性鳥インフルエンザウイルス検査実施件数)	30 戸	30 戸/年間	対象農家(30 戸)を毎年検査
③安全で、環境に調和した水産物の生産の推進				
継	ア. 養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導	(R2 年度) 100%	100% /年間	全養殖等経営体(60)に対する検査の実施率
継	イ. 各漁協管内における放射性物質モニタリング検査	100%	100% /年間	全漁協(21)管内に対する検査の実施率
④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進				
新	ア. 野生山菜・きのこ販売所の巡回	(R2 年度) 100%	100% /年間	巡回対象の販売所(R2時点で 191ヶ所)全てを年 1 回以上指導
(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保				
①食品等事業者による衛生管理の推進				
新	ア. 大規模事業者(HACCPに基づく衛生管理を実施する施設)への専門監視件数	20 施設	20 施設/年間	大規模事業者(約 100 件)を対象に 5 年間で全施設の監視指導を実施する
新	イ. 小規模事業者(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設)のHACCPの取組具合の確認(点検 5 項目)	—	平均 4 項目以上の実施	点検 5 項目に対する取組具合を年度で評価する
新	ウ. 保育所等の施設指導を通じた食物アレルギー発症時の緊急対応に係わる体制整備支援	—	100% /年間	施設指時に体制整備に係る支援を行った割合
新	エ. 学校給食関係者対象の衛生管理や食物アレルギーについての研修の実施	—	年 1 回以上	栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等対象に実施
②食品等事業者に対する監視指導の充実				
継	ア. 食品関係施設に対する監視指導	109% (指導件数 14,564 件)	100% /年間	栃木県食品衛生監視指導計画等に基づき計画された監視指導件数、検査件数に対する達成率
継	イ. 食品表示合同監視指導	112% (指導件数 96 店舗)	100% /年間	
継	ウ. 食品検査の実施	104% (検査数 3,504 件)	100% /年間	
基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化				
(1) 体制の充実及び関係機関の連携強化(平常時の対応)				
②監視指導体制及び検査体制の充実・強化				
変	ア. 残留農薬一斉分析における検査項目数の維持	270 項目以上	270 項目以上	国内及び海外で主に使用されている農薬の項目数
新	イ. 食品表示関係者会議等での事例検討会の実施	—	年 1 回以上	食品表示関係職員の資質向上と監視指導体制の充実強化を目的として開催
基本目標 3 消費者の食に対する信頼性の確保				
(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有				
①消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進				
新	ア. 食の安全に関する情報発信回数	—	50 回以上/年間	週 1 回以上の発信
変	イ. 県内小中学校を対象とした講習会の実施市町数	—	5 市町/年間	宇都宮市を除く 24 市町を 5 年で一巡する